政令

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年二月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十二号

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年二月十七日とする。

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　齋藤　健
外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年二月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十三号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第五十二条第一項及び第五十六条並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正）

第一条　最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号及び第三号中「第十四条の規定」を「第十四条第一項又は第二項の規定」に改める。

第六条を削る。

第七条中「書類」の下に「（審査に用いなかつた投票用紙を含む。第十一条第一項において同じ。）」を加え、「審査の期日から十年間」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該書類のうち次号に掲げるもの以外のもの　審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

二　審査に用いなかつた投票用紙　審査の期日から法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間（当該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は当該経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（洋上投票等をしようとする審査人に対する情報の提供）

第七条　第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第五十九条の六第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた同令第五十九条の六第一項に規定する船長は、当該指定船舶等（同令第五十五条第六項に規定する指定船舶等をいう。）の航海の期間中に、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号（法第五条第一項に規定する告示番号をいう。次項において同じ。）を知つた場合には、直ちにこれらを同令第五十条第六項に規定する船員に知らせなければならない。

2　第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第五十九条の八第三項において準用する同令第五十九条の六第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた同令第五十九条の八第一項に規定する南極地域調査組織の長は、当該南極地域調査組織（同令第五十五条第七項に規定する南極地域調査組織をいう。）の同令第五十九条の八第一項に規定する南極調査期間中に、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を知つた場合には、直ちにこれらを同項に規定する南極調査員に知らせなければならない。

第九条を削り、第八条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（在外公館等における在外投票に関する書類の保存）

第八条　第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第六十五条の八第二項に規定する調書は、審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、総務大臣において保存しなければならない。

2　法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による審査の投票に関する書類（第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第六十五条の七第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の委員長に送付したもの及び第十三条の規定によりその例によることとされる同令第六十五条の八第二項の規定により総務大臣に送付したものを除き、審査に用いなかつた投票用紙を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、同法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外公館の長において保存しなければならない。

一　当該書類のうち次号に掲げるもの以外のもの　審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

二　審査に用いなかつた投票用紙　審査の期日から法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間（当該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は当該経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

第十条中「十年間」を「五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、」に改める。

第十一条第一項中「開票に関する書類」の下に「（第一号及び次項において「審査の投票等」と総称する。）」を加え、「審査の期日から十年間」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一　審査の投票等のうち次号に掲げるもの以外のもの　審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）